
令和 8 年 8 月

砺波市議会定例会議案

令和 8 年 8 月 24 日

砺波市議会 8 月定例会

令和 8 年 8 月 砺波市議会定例会議案目次

1	議案第 67 号	令和 8 年度砺波市一般会計補正予算（第 4 号）	1
2	議案第 68 号	砺波市立学校施設の使用料に関する条例の制定について	5
3	議案第 69 号	使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について	9
4	議案第 70 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について	3 0
5	議案第 71 号	砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	3 1
6	議案第 72 号	砺波市斎場条例の一部改正について	3 2
7	議案第 73 号	砺波市景観まちづくり条例の一部改正について	3 3
8	議案第 74 号	令和 7 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	3 4
9	議案第 75 号	令和 7 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について	3 5
10	議案第 76 号	令和 7 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	3 6
11	議案第 77 号	財産の取得について（砺波市新庁舎用地）	3 7
12	認定第 1 号	令和 7 年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について	3 8
13	認定第 2 号	令和 7 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について	3 9
14	認定第 3 号	令和 7 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決 算認定について	4 0
15	認定第 4 号	令和 7 年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 1
16	認定第 5 号	令和 7 年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 認定について	4 2
17	認定第 6 号	令和 7 年度砺波市水道事業会計決算認定について	4 3
18	認定第 7 号	令和 7 年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について	4 4
19	認定第 8 号	令和 7 年度砺波市下水道事業会計決算認定について	4 5
20	認定第 9 号	令和 7 年度砺波市病院事業会計決算認定について	4 6
21	報告第 8 号	専決処分の報告について	4 7
	専決処分第 7 号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定に ついて	4 7
	専決処分第 8 号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定に ついて	4 7

議案第 6 7 号

令和 8 年度砺波市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度砺波市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 3 , 2 7 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 , 2 0 9 , 4 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,845,788	12,045	1,857,833
	2 県補助金	915,951	11,984	927,935
	3 委託金	92,621	61	92,682
19 繰越金		148,149	128,631	276,780
	1 繰越金	148,149	128,631	276,780
21 市債		1,440,229	32,600	1,472,829
	1 市債	1,440,229	32,600	1,472,829
補正されなかった款項に係る額		21,602,047	—	21,602,047
歳入合計		25,036,213	173,276	25,209,489

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,746,524	103,778	2,850,302
	1 総務管理費	2,076,897	103,778	2,180,675
3 民生費		7,620,449	8,155	7,628,604
	1 社会福祉費	2,895,341	8,155	2,903,496
6 農林水産業費		891,258	41,781	933,039
	1 農業費	257,642	5,484	263,126
	3 農業土木費	530,337	36,297	566,634
7 商工費		1,299,023	18,000	1,317,023
	1 商工費	1,299,023	18,000	1,317,023
10 教育費		2,344,842	1,562	2,346,404
	2 小学校費	496,247	496	496,743
	3 中学校費	254,295	1,066	255,361
補正されなかった款項に係る額		10,134,117	—	10,134,117
歳 出 合 計		25,036,213	173,276	25,209,489

第2表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の方法	利 率	償 還 の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農業土木事業費	53,300	32,600	85,900	補正前に 変わらず (普通貸借 又は証券発 行)	補正前に 変わらず (7.0 %以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率))	補正前に 変わらず (借入れの 年から据置 期間を含め 30年以内に 元利均等若 しくは元金 均等で償還 する。ただ し、市財政 の都合によ り繰上げ償 還し、償還 期限を短縮 し、又は低 利債に借り 換えること ができるも のとする。 なお、借入 先の融通条 件があるこ きは、これ に従うこと ができる。)

議案第 68 号

砺波市立学校施設の使用料に関する条例の制定について

砺波市立学校施設の使用料に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市立学校施設の使用料に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、砺波市立小中学校設置条例（平成 16 年砺波市条例第 64 号）に規定する小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を利用する場合の使用料について必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第 2 条 学校施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、砺波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第 3 条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 4 条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用できなくなったとき。
- (2) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第 5 条 利用者は、学校施設の利用が終了したとき、又は利用の許可の取消し等があったときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 6 条 利用者は、故意又は過失により学校施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、教育委員会は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に学校施設を利用する者に係る使用料について適用する。

別表（第2条関係）

1 体育館

区分		単位	金額
大会等	全面	1 時間	1,200 円
練習	全面		400 円
	半面		200 円
	バドミントンコート 1 面		100 円
冷暖房装置			1,800 円

備考 利用許可時間を超えて利用した場合の使用料の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額（冷暖房装置に係るものを除く。）に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 武道館

区分				単位	金額
出町中学校武道館	柔道場	大会等		1 時間	300 円
		練習			100 円
	剣道場	大会等			300 円
		練習			100 円
庄西中学校武道館		大会等	全面		600 円
			半面		300 円
		練習	全面		200 円
			半面		100 円
般若中学校武道館		大会等	全面		600 円
			半面		300 円
		練習	全面		200 円
			半面		100 円
庄川中学校武道館	柔道場	大会等			600 円
		練習			200 円
	剣道場	大会等			600 円
		練習			200 円

備考 利用許可時間を超えて利用した場合の使用料の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

3 地域開放ホール

区分	単位	金額
冷暖房装置	1 時間	200 円

議案第 69 号

使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(砺波市文化会館条例の一部改正)

第 1 条 砺波市文化会館条例（平成 16 年砺波市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「及び別表第 2」を「、別表第 2 及び別表第 3」に改め、同条第 3 項中「又は別表第 2 の備考の 2」を「、別表第 2 の備考の 2 及び 3 又は別表第 3 の備考の 2 及び 3」に改める。

第 19 条を第 20 条とし、第 12 条から第 18 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第 1 中

「

大ホール（主 催者控室 2 を含む。）	平日	円	円	円	円	円	円
		28,600	42,950	57,200	57,200	85,800	100,150
	土曜日、日 曜日、休日	34,360	51,440	68,620	68,620	102,980	120,160

」

「

大ホール（主 催者控室 2 及びホワイ エを含む。）	平日	円	円	円	円	円	円
		40,000	53,400	84,200	80,100	120,200	139,000
	土曜日、日曜 日、休日	48,000	64,000	101,000	96,100	144,200	166,800

」

改め、同表備考第 1 項から第 4 項までの規定中「(10 円未満は、切り捨てる。)」を削

り、同表備考第5項中「並びに冷房又は暖房設備」を削り、同項を同表備考第6項とし、同表備考第4項の次に次の1項を加える。

5 冷房又は暖房設備を利用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、6,870円を加算する。

別表第2リハーサル室の項中「730」を「900」に、「1,150」を「1,200」に、「1,780」を「1,800」に、「1,470」を「1,800」に、「2,300」を「2,700」に、「2,830」を「3,100」に改め、同表練習室（1）の項中「840」を「1,200」に、「1,470」を「1,600」に、「2,200」を「2,600」に、「1,780」を「2,500」に、「2,510」を「3,700」に、「3,350」を「4,300」に改め、同表練習室（2）の項中「730」を「900」に、「1,150」を「1,200」に、「1,780」を「1,900」に、「1,470」を「1,800」に、「2,300」を「2,800」に、「2,830」を「3,200」に改め、同表練習室（3）の項中「730」を「900」に、「1,150」を「1,200」に、「1,780」を「1,900」に、「1,470」を「1,800」に、「2,300」を「2,800」に、「2,830」を「3,200」に改め、同表主催者控室1の項中「840」を「600」に、「1,470」を「800」に、「2,200」を「1,300」に、「1,780」を「1,300」に、「2,510」を「1,900」に、「3,350」を「2,200」に改め、同表楽屋1の項中「210」を「300」に、「310」を「400」に、「420」を「600」に、「630」を「900」に、「730」を「1,000」に改め、同表楽屋2の項中「210」を「300」に、「310」を「400」に、「420」を「600」に、「630」を「900」に、「730」を「1,000」に改め、同表楽屋3の項中「210」を「300」に、「310」を「400」に、「420」を「600」に、「630」を「900」に、「730」を「1,000」に改め、同表楽屋4の項中「210」を「300」に、「310」を「400」に、「420」を「600」に、「630」を「900」に、「730」を「1,000」に改め、同表備考第2項中「（10円未満は、切り捨てる。）」を削り、同表備考に次の1項を加える。

3 冷房又は暖房設備を利用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、130円を加算する。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

施設名	金額					
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	時 時 9～12	時 時 13～17	時 時 9～17	時 時 18～22	時 時 13～22	時 時 9～22
ホワイエ（主催者控室2を含む。）	円 14,400	円 19,200	円 30,300	円 28,800	円 43,200	円 50,000

備考

- 1 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合及び商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の金額は、通常利用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の金額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の通常利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 冷房又は暖房設備を利用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、600円を加算する。

（砺波市資料館条例の一部改正）

第2条 砺波市資料館条例（平成16年砺波市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2かいによ苑の表中「210円」を「240円」に、「170円」を「190円」に、「100円」を「110円」に、「80円」を「90円」に改める。

別表第2の2かいによ苑の表教養室A（ヒロマ）の項中「310円」を「300円」に、「520円」を「600円」に改め、同表教養室B（クチザシキ・オクザシキ）の項中「310円」を「400円」に、「520円」を「700円」に改め、同表教養室C（チャノマ・リャウリマ）の項中「310円」を「400円」に、「520円」を「700円」に改め、同表教養室D（ヒカヘマ・ヘヤ1・ヘヤ2）の項中「310円」を「400円」に、「520円」を「700円」に改め、同表備考第1項中「（10円未満は、切り捨てる。）」を削る。

（砺波市美術館条例の一部改正）

第3条 砺波市美術館条例（平成16年砺波市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1常設展示観覧料の部20人以上の団体の款小学生、中学生、高校生の項を削り、同表特別観覧料の部熟覧の項中「500円」を「600円」に改め、同部模写の項中「2,100円」を「2,500円」に改め、同部撮影の款学術目的の項中「500円」を「600円」に改め、同款その他の項中「4,200円」を「5,000円」に改める。

別表第2市民ギャラリーの項中「5,240円」を「7,800円」に改め、同表市民アトリエの部昼間午前10時から午後5時までの項中「2,100円」を「3,100円」に改め、同部夜間午後6時から午後9時までの項中「1,050円」を「1,300円」に改め、同表備考中「（10円未満は、切り捨てる。）」を削る。

（砺波市生涯学習センター条例の一部改正）

第4条 砺波市生涯学習センター条例（平成16年砺波市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１２条関係）

（単位 円）

		基本使用料						冷暖房料 １時間当 たり
		午前９時～ 正午	正午～午後 ５時	午前９時～ 午後５時	午後５時～ 午後１０時	正午～午後 １０時	午前９時～ 午後１０時	
多目的	平日	10,600	17,700	21,300	23,500	35,500	36,900	2,890
ホール	土日祝	12,700	21,200	25,500	28,200	42,600	44,200	2,890
ホワイエ		1,500	2,300	3,100	3,100	4,700	5,400	280
控室		700	1,000	1,500	1,500	2,300	2,600	280
音楽室		1,500	2,300	3,100	3,100	4,700	5,400	280
小会議室		500	900	1,100	1,300	1,800	1,900	280
第１研修室・ 第２研修室		3,100	4,700	6,300	6,300	9,400	10,900	280
第３研修室・ 第４研修室		3,100	4,700	6,300	6,300	9,400	10,900	280
第５研修室		1,500	2,300	3,100	3,100	4,700	5,400	280
第６研修室		1,500	2,300	3,100	3,100	4,700	5,400	280
附属設備		教育委員会が別に定める金額						

別表備考第５項を削る。

（砺波市体育施設条例の一部改正）

第５条 砺波市体育施設条例（平成１６年砺波市条例第８３号）の一部を次のように改正する。

別表第２第１項第１号アの表中「５，６５０円」を「７，３００円」に、「１，８８０円」を「２，４００円」に、「２１０円」を「３００円」に、「１１，９５０円」を「１５，５００円」に、「８，１６０円」を「１０，６００円」に、「１，２５０円」を「１，６００円」に、「３０，４９０円」を「３９，６００円」に改め、同表備考中「（１０円未満は、切り捨てる。）」を削り、同号イの表中「４９０円」を「６００円」に、「５００円」を「６００円」に、「２２０円」を「３００円」に、「４１０円」を「５００円」に改め、同表備考第１項中「（１０円未満は、切り捨てる。）」を削り、同表備考第３項を削り、同号ウの表を次のように改める。

ウ 設備利用料金

区分		単位	金額
音響器具	拡声装置一式（アリーナ）	１回	600円

	拡声装置一式（移動式）		800 円
映像器具	プロジェクター・テレビモニター一式	1 回	800 円
冷暖房装置	アリーナ	1 時間	3,500 円
	会議室等		200 円
シャワールーム		1 回	100 円

別表第2第1項第1号エの表を削り、同項第2号を次のように改める。

（２） 砺波市庄川体育センター

ア アリーナ利用料金

区分				単位	金額
教育委員会の認めるアマチュアスポーツに利用するとき	大会等	入場有料の場合	全面	1 時間	2,700 円
		入場無料の場合			1,500 円
	練習		バドミントンコート 1 面		300 円
その他の催しに利用するとき	大会等	入場有料の場合	全面	1 時間	8,700 円
		入場無料の場合			4,500 円
	練習		バドミントンコート 1 面		500 円
興行のために利用するとき				1 時間	22,600 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につきこの表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。

イ 会議室利用料金

区分	階別	面積	単位	金額
研修室	1	73m ²	1 時間	400 円
ホール	2	270m ²		500 円

備考

- 1 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につきこの表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に100分の100を乗じて得た額を加算する。

ウ トレーニング室利用料金

区分		単位	金額
トレーニング室	個人	1 時間	100 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につきこの表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額を加

算した額とする。

エ 設備器材器具利用料金

区分		単位	金額
音響器具	拡声装置一式	1 回	500 円
映像器具	プロジェクター・テレビモニター一式	1 回	800 円
冷暖房装置	研修室	1 時間	200 円
シャワールーム		1 回	100 円

別表第2第2項アの表を次のように改める。

ア アリーナ利用料金

区分				単位	金額
教育委員会の認めるアマチュアスポーツに利用するとき	大会等	入場有料の場合	全面	1 時間	800 円
		入場無料の場合			400 円
	練習		バドミントンコート 1 面		200 円
その他の催しに利用するとき	大会等	入場有料の場合	全面	1 時間	2,200 円
		入場無料の場合			1,100 円
	練習		バドミントンコート 1 面		500 円
興行のために利用するとき				1 時間	5,700 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2第2項ウの表を次のように改める。

ウ トレーニングルーム利用料金

区分		単位	金額
トレーニングルーム	全面	1 時間	700 円
	半面		400 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2第2項エの表を次のように改める。

エ ミーティングルーム利用料金

区分	単位	金額
ミーティングルーム	1 時間	200 円

備考

- 1 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、

1 時間とする。)につきこの表に掲げる金額に 100 分の 30 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算する。

別表第 2 第 2 項に次の 1 表を加える。

オ 設備利用料金

区分		単位	金額
冷暖房装置	ミーティングルーム	1 時間	100 円

別表第 2 第 3 項の表を次のように改める。

3 砺波市高道体育館

単位	金額
1 時間	400 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 100 分の 30 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第 2 第 4 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 砺波市砺波総合運動公園（砺波市野球場、夜間照明施設、砺波市多目的競技場、野球・ソフトボール広場、サッカー・ラグビー広場、砺波市温水プール）

区分				単位	金額
砺波市野球場 野球場	教育委員会の認めるアマチュアスポーツに利用するとき	入場有料の場合	1 時間	3,000 円	
				1,300 円	
		入場無料の場合	1 時間	23,800 円	
				11,900 円	
	会議室			1 時間	600 円
	附属設備	放送及びスコアボード	教育委員会の認めるアマチュアスポーツに利用するとき	1 時間	1,100 円
			教育委員会の認めるアマチュアスポーツ以外に利用するとき		3,300 円
冷暖房装置			1 時間	200 円	
砺波市野球場 夜間照明施設	教育委員会の認めるアマチュアスポーツに利用するとき	入場有料の場合	全灯	1 時間	49,000 円
			8 0 %		32,700 円
			6 0 %		20,400 円
		入場無料の場合	全灯		16,300 円
			8 0 %		10,900 円
			6 0 %		6,800 円

		教育委員会の認めるアマチュアスポーツ以外に利用するとき	全灯	1 時間	98,100 円
			8 0 %		76,300 円
			6 0 %		47,700 円
砺波市 多目的 競技場	多目的競技場	教育委員会の認めるアマチュアスポーツに利用するとき	入場有料の場合	1 時間	3,000 円
			入場無料の場合		1,300 円
		教育委員会の認めるアマチュアスポーツ以外に利用するとき	入場有料の場合	1 時間	23,800 円
			入場無料の場合		11,900 円
	会議室			1 時間	600 円
	附属設備	放送	1 回	1,500 円	
		冷暖房装置	1 時間	200 円	
野球・ソフトボール広場	野球・ソフトボール広場	1 面	1 時間	400 円	
	芝生広場	1 面	1 時間	200 円	
サッカー・ラグビー広場			1 時間	400 円	
砺波市 温水プ ール	温水プール	一般	個人	1 回券	520 円
				1 1 回券	5,200 円
				3 箇月利用券	12,200 円
				6 箇月利用券	20,400 円
				1 2 箇月利用券	32,600 円
				共通利用券	420 円
				2 0 人以上の団体	1 回券
		6 5 歳以上の者、小学生、中学生、高校生、身体障害者手帳等の所持者	個人	1 回券	310 円
				1 1 回券	3,100 円
				3 箇月利用券	6,800 円
				6 箇月利用券	12,200 円
				1 2 箇月利用券	19,000 円
				共通利用券	210 円
				2 0 人以上の団体	1 回券
		家族券		1 回券	1,050 円
				1 1 回券	10,400 円
				3 箇月利用券	25,800 円
				6 箇月利用券	42,200 円
				1 2 箇月利用券	68,000 円
	会議室			1 時間	600 円
	附属設備	冷暖房装置	1 時間	200 円	

別表第 2 第 4 項の表備考第 2 項中「(1 0 円未満は、切り捨てる。)」を削る。

別表第2第5項の表を次のように改める。

5 砺波市砺波向山健民公園（健民広場、テニスコート、夜間照明施設）

区分			単位	金額
健民広場			1 時間	600 円
テニスコート	1 面		1 時間	300 円
夜間照明施設	テニスコート	1 面	1 時間	800 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2第6項の表を次のように改める。

6 砺波市鷹栖テニスコート

区分	単位	金額
1 面	1 時間	300 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2第7項の表中備考以外の部分を次のように改める。

7 砺波市弁財天スポーツ公園 弁財天野球場

単位	金額
1 時間	400 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2第8項の表を次のように改める。

8 砺波市立出町中学校運動場夜間照明施設、砺波市立庄西中学校運動場夜間照明施設、砺波市立般若中学校運動場夜間照明施設、砺波市立庄川中学校運動場夜間照明施設及び砺波市立庄川中学校テニスコート夜間照明施設

区分		単位	金額
出町中学校運動場夜間照明施設	バックネット側	1 時間	1,400 円
	校舎側		1,400 円
庄西中学校運動場夜間照明施設		1 時間	1,400 円
般若中学校運動場夜間照明施設		1 時間	1,400 円
庄川中学校運動場夜間照明施設		1 時間	1,400 円
庄川中学校テニスコート夜間照明施設		1 時間	800 円

別表第2第9項の表を次のように改める。

9 砺波市民総合運動場（砺波市陸上競技場）

区分		単位	金額
大会等	入場有料の場合	1 時間	2,700 円
	入場無料の場合		1,400 円
練習	個人	1 時間	100 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第 2 第 1 0 項の表を次のように改める。

1 0 砺波市中村体育施設

単位	金額
1 時間	100 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第 2 第 1 1 項の表を次のように改める。

1 1 砺波市高道グラウンド、砺波市中村グラウンド

区分		単位	金額
砺波市高道グラウンド		1 時間	200 円
砺波市中村グラウンド		1 時間	200 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第 2 第 1 2 項の表を次のように改める。

1 2 砺波市上和田緑地

区分		単位	金額
キャンプ場	1 区画	1 日	500 円
芝生広場		1 時間	200 円

備考

- この表において「1 日」とは、キャンプ場の利用を開始した時から 2 4 時間を経過する時までの利用をいう。
- 利用承認時間を超えて利用した場合（芝生広場の利用に限る。）の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第 2 第 1 3 項の表を次のように改める。

1 3 砺波市若林体育館、砺波市高波体育館、砺波市油田体育館、砺波市柳瀬体育館、砺波市太田体育館、砺波市梅檀野体育館、砺波市梅檀山体育館、砺波市雄神体育館、砺波市庄川親雪体育館

区分					単位	金額
体育館	教育委員会の認めるアマチュアスポーツに利用するとき	市民	大会等	入場有料の場合	1 時間	2,000 円
				入場無料の場合		1,200 円
			練習			200 円
		市民以外	大会等	入場有料の場合	1 時間	4,000 円
				入場無料の場合		2,400 円
			練習			400 円
	その他の催しに利用するとき	市民	大会等	入場有料の場合	1 時間	10,000 円
				入場無料の場合		6,000 円
			練習			1,000 円
		市民以外	大会等	入場有料の場合	1 時間	20,000 円
				入場無料の場合		12,000 円
			練習			2,000 円
興行のために利用するとき	市民		1 時間	25,000 円		
	市民以外			50,000 円		
研修室	砺波市雄神体育館				1 時間	600 円
附属設備	砺波市雄神体育館			冷暖房装置	1 時間	200 円

備考 利用承認時間を超えて利用した場合の利用料金の額は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につきこの表に掲げる金額に 100 分の 30 を乗じて得た額を加算した額とする。

（砺波市多世代交流施設条例の一部改正）

第 6 条 砺波市多世代交流施設条例（平成 16 年砺波市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 個人利用料金の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 個人利用料金

区分			単位	金額
麦秋苑	施設利用料金	一般	1 日	350 円
			1 1 回券	3,500 円
			3 箇月利用券	4,200 円
			6 箇月利用券	7,500 円
			1 2 箇月利用券	13,400 円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者	1 日	無料
苗加苑	施設利用料金	一般	1 日	350 円
			1 1 回券	3,500 円
			3 箇月利用券	4,200 円

			6 箇月利用券	7,500円
			1 2 箇月利用券	13,400円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者	1 日	無料
	入浴料	一般	1 日	250円
			1 1 回券	2,500円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者	1 日	無料
北部苑	施設利用料金	一般	1 日	350円
			1 1 回券	3,500円
			3 箇月利用券	4,200円
			6 箇月利用券	7,500円
			1 2 箇月利用券	13,400円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者	1 日	無料
	入浴料	一般	1 日	250円
			1 1 回券	2,500円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者	1 日	無料
しょうとう	施設利用料金	一般	1 日	350円
			1 1 回券	3,500円
			3 箇月利用券	4,200円
			6 箇月利用券	7,500円
			1 2 箇月利用券	13,400円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者	1 日	無料

別表の2専用利用料金の表苗加苑の部はくもくれん(12畳)の項中「(12畳)」を削り、「1,570円」を「1,400円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「3,140円」を「2,800円」に改め、同部すいふよう(15畳)の項中「(15畳)」を削り、「1,570円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,400円」に、「3,140円」を「3,600円」に改め、同部きんもくせい(15畳)の項中「(15畳)」を削り、「1,570円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,400円」に、「3,140円」を「3,600円」に改め、同部チューリップ(38.5畳)の項中「(38.5畳)」を削り、「2,510円」を「3,700円」に、「3,350円」を「5,000円」に、「5,030円」を「7,500円」に改め、同部コスモス(44畳)の項中「(44畳)」を削り、「2,510円」を「3,700円」に改め、

円」に、「3,350円」を「5,000円」に、「5,030円」を「7,500円」に改め、同部研修室(75.74m²)の項中「研修室(75.74m²)」を「研修室1」に、「1,890円」を「2,800円」に、「2,510円」を「3,700円」に、「3,770円」を「5,600円」に改め、同部に次のように加える。

研修室2	900円	1,200円	1,800円
------	------	--------	--------

別表の2専用利用料金の表北部苑の部研修室1の項中「1,890円」を「2,800円」に、「2,510円」を「3,700円」に、「3,770円」を「5,600円」に改め、同部研修室2の項中「1,260円」を「1,800円」に、「1,680円」を「2,500円」に、「2,510円」を「3,700円」に改め、同部研修室3の項中「1,570円」を「2,200円」に、「2,100円」を「3,000円」に、「3,140円」を「4,500円」に改め、同部研修室4の項中「1,570円」を「2,200円」に、「2,100円」を「3,000円」に、「3,140円」を「4,500円」に改め、同部集会室1の項中「5,660円」を「8,400円」に、「7,540円」を「11,300円」に、「11,310円」を「16,900円」に改め、同部集会室2の項中「2,200円」を「3,300円」に、「2,930円」を「4,300円」に、「4,400円」を「6,600円」に改め、同表しょうとうの部ばんびの項中「1,570円」を「2,300円」に、「2,100円」を「3,100円」に、「3,140円」を「4,700円」に改め、同部ばんだの項中「1,570円」を「2,300円」に、「2,100円」を「3,100円」に、「3,140円」を「4,700円」に改め、同部りすの項中「1,570円」を「2,300円」に、「2,100円」を「3,100円」に、「3,140円」を「4,700円」に改め、同部うさぎの項中「1,570円」を「2,300円」に、「2,100円」を「3,100円」に、「3,140円」を「4,700円」に改め、同部ぞうの項中「5,660円」を「6,500円」に、「7,540円」を「8,600円」に、「11,310円」を「13,000円」に改め、同表備考中「(10円未満は、切り捨てる。)」を削る。

(砺波市農村環境改善センター条例の一部改正)

第7条 砺波市農村環境改善センター条例(平成16年砺波市条例第128号)の一部を次のように改正する。

別表の1砺波市砺波農村環境改善センター使用料の表多目的ホールの項午前の欄中「5,760」を「7,900」に改め、同項午後の欄中「8,590」を「10,600」に改め、同項昼間の欄中「11,420」を「16,600」に改め、同項夜間の欄中「11,420」を「10,600」に改め、同項昼夜間の欄中「17,180」を「19,000」に改め、同項全日の欄中「20,010」を「23,300」に改め、同表農事研修室の項中「730」を「800」に、「1,150」を「1,100」に、「1,470」を「1,700」に、「1,780」を「1,100」に、「2,300」を「2,000」に、「2,830」を「2,400」に改め、同表生活研修室の項中

「1,470」を「1,500」に、「2,300」を「2,000」に、「2,830」を「3,200」に、「3,460」を「2,000」に、「4,610」を「3,600」に、「5,760」を「4,500」に改め、同表研修室の項中「1,570」を「2,300」に、「2,410」を「3,100」に、「2,930」を「4,300」に、「3,560」を「3,100」に、「4,710」を「5,600」に、「5,870」を「6,900」に改め、同表和室の項中「1,470」を「1,800」に、「2,300」を「2,400」に、「2,830」を「3,900」に、「3,460」を「2,400」に、「4,610」を「4,400」に、「5,760」を「5,400」に改め、同表視聴覚室の項中「1,470」を「2,200」に、「2,300」を「2,900」に、「2,830」を「4,200」に、「3,460」を「2,900」に、「4,610」を「5,200」に、「5,760」を「6,400」に改め、同表備考第1項中「(10円未満は、切り捨てる。)」を削り、同表備考第3項中「560円」を「600円」に改める。

別表の2 砺波市庄川農村環境改善センター使用料の表を次のように改める。

2 砺波市庄川農村環境改善センター使用料

(単位 円)

区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	正午～午後 10時	午前9時～ 午後10時
農産加工兼 調理実習室	1,800	3,100	4,500	3,100	5,600	6,500
和室研修室	1,400	2,300	3,300	2,300	4,200	4,800
会議室	1,500	2,500	3,600	2,500	4,500	5,300
農事研修室	1,800	3,100	4,500	3,100	5,600	6,500
営農相談室	700	1,200	1,700	1,200	2,200	2,500
多目的ホール	2,800	4,700	6,700	4,700	8,400	9,800

備考

- 1 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該利用の直近の時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額とする。
- 2 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額を加算する。

(夢の平コスモス荘条例の一部改正)

第8条 夢の平コスモス荘条例（平成16年砺波市条例第130号）の一部を次のよう

別表第 1 の 2 供用時間の表を次のように改める。

施設名		利用の種別	供用時間
長期滞在施設	宿泊施設	1泊	午後3時から翌日の午前10時まで
		日帰り	午前10時から午後3時まで
	研修室		午前9時から午後9時まで
バーベキューガーデン			午前9時から午後9時まで

ア 宿泊施設

区分	単位	金額
1泊	1人	6,500円
日帰り	1部屋	1,500円

別表第2の1長期滞在施設イ研修室の表金額の項中「840円」を「2,400円」に、「1,050円」を「3,300円」に、「1,360円」を「3,700円」に、「2,200円」を「5,900円」に、「2,930円」を「8,900円」に改め、同表備考第1項中「(10円未満は、切り捨てる。)」を削る。

第9条 庄川水記念公園施設条例（平成16年砺波市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表の庄川特産館の表会議室の項中「８４０円」を「１，２００円」に、「１，２６０円」を「１，８００円」に、「１，５７０円」を「２，３００円」に改め、同表準備室の項中「８４０円」を「１，２００円」に、「１，２６０円」を「１，８００円」に、「１，５７０円」を「２，３００円」に改め、同表情報コーナーの項中「１，２６０円」を「１，８００円」に、「１，８９０円」を「２，８００円」に、「２，５１０円」を「３，７００円」に改め、同表伝習室の項中「１，５７０円」を「２，３００円」に、「２，４１０円」を「３，６００円」に、「３，１４０円」を「４，７００円」に改め、同表研究室の項中「１，２６０円」を「１，８００円」に、「１，８９０円」を「２，８００円」に、「２，５１０円」を「３，７００円」に改め、同表資料室の項中「８４０円」を「１，２００円」に、「１，２６０円」を「１，８００円」に、「１，５７０円」を「２，３００円」に改め、同表大展示室の項中「１，５７０円」を「２，３００円」に、「２，４１０円」を「３，６００円」に、「３，１４０円」を「４，７００円」

に改め、同表小展示室の項中「1,260円」を「1,800円」に、「1,890円」を「2,800円」に、「2,510円」を「3,700円」に改め、同表特産館屋外の部お祭り広場（ステージを含む。）の項中「3,140円」を「4,700円」に、「4,710円」を「7,000円」に、「6,290円」を「9,400円」に改め、同部ポーチ8㎡につきの項中「940円」を「1,400円」に、「1,570円」を「2,300円」に、「2,510円」を「2,900円」に改め、同部その他の項中「630円」を「900円」に、「1,050円」を「1,500円」に、「1,680円」を「1,900円」に改める。

別表の庄川ふれあいプラザの表会議室の項中「840円」を「800円」に、「1,260円」を「1,400円」に、「1,570円」を「1,800円」に改め、同表イベントホールの項中「1,570円」を「2,300円」に、「2,410円」を「3,600円」に、「3,140円」を「4,700円」に改め、同表展示スペースの項中「1,260円」を「1,600円」に、「1,890円」を「2,700円」に、「2,510円」を「3,400円」に改める。

（チューリップ四季彩館条例の一部改正）

第10条 チューリップ四季彩館条例（平成16年砺波市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表の1 観覧料(1)常設展示を観覧する場合の表中

「

展示館	小学生及び中学生	1人1回につき	160円	130円	を
	高校生以上の者		310円	250円	
	高齢者（65歳以上）		250円		
	身体障害者手帳等の所持者及び介助者		無料		
	小学生及び中学生	1人1年につき	790円		
	高校生以上の者		1,570円		

」

「

展示館	小学生及び中学生	1人1回につき	220円	180円	に
	高校生以上の者		430円	350円	
	高齢者（65歳以上）		350円		
	身体障害者手帳等の所持者及び介助者		無料		

」

改める。

別表の1 観覧料(3)常設展示及び企画展示を観覧する場合の表中

小学生及び中学生	1人1年につき	1,050円	を
高校生以上の者		2,620円	

小学生及び中学生	1人1年につき	1,500円	に
高校生以上の者		3,900円	
高齢者（65歳以上）		3,400円	

改める。

別表の2施設利用料金の表ホールの部ホール1の項中「3,670円」を「5,200円」に、「5,870円」を「8,700円」に、「8,800円」を「12,500円」に、「7,330円」を「10,400円」に、「12,470円」を「17,600円」に、「14,670円」を「20,900円」に改め、同部ホール2の項中「3,140円」を「4,400円」に、「5,030円」を「7,400円」に、「7,540円」を「10,600円」に、「6,290円」を「8,900円」に、「10,690円」を「15,000円」に、「12,570円」を「17,800円」に改め、同表備考第2項中「(10円未満は、切り捨てる。)」を削る。

(砺波市コミュニティプラザ条例の一部改正)

第11条 砺波市コミュニティプラザ条例（平成16年砺波市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第9条第2項を削る。

(砺波市都市公園条例の一部改正)

第12条 砺波市都市公園条例（平成16年砺波市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表第4砺波市パットゴルフ場、砺波市パークゴルフ場の部一般の款1日の項中「420円」を「630円」に改め、同款1シーズンの項中「12,600円」を「18,900円」に改め、同部小学生、中学生、高校生の款1日の項中「210円」を「320円」に改め、同款1シーズンの項中「6,300円」を「9,600円」に改め、同部用具一式の項中「100円」を「150円」に改める。

(となみ散居村ミュージアム条例の一部改正)

第13条 となみ散居村ミュージアム条例（平成18年砺波市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100円」を「110円」に、「80円」を「90円」に改める。

別表第2の1伝統館の表を次のように改める。

1 伝統館

部屋		時間帯		
		午前 9 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 6 時	午前 9 時～午後 6 時
1 階	チャノマ	500 円	600 円	1,000 円
	オイ	500 円	600 円	1,100 円
	クチザシキ オクザシキ	600 円	700 円	1,200 円
	エン ヘヤ	500 円	600 円	1,000 円
1 棟		2,100 円	2,500 円	4,300 円

別表第 2 の 2 交流館の表を次のように改める。

2 交流館

部屋		時間帯					
		午前 9 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時
1 階	居間 食堂	1,200 円	1,200 円	1,200 円	2,200 円	2,200 円	3,000 円
	座敷 1	900 円	900 円	900 円	1,700 円	1,700 円	2,200 円
	座敷 2						
	部屋 1	900 円	900 円	900 円	1,600 円	1,600 円	2,200 円
2 階	部屋 2	400 円	400 円	400 円	700 円	700 円	1,000 円
	部屋 3	400 円	400 円	400 円	700 円	700 円	1,000 円
	部屋 4	900 円	900 円	900 円	1,700 円	1,700 円	2,200 円
1 棟		4,700 円	4,700 円	4,700 円	8,600 円	8,600 円	11,600 円

別表第 2 の 3 情報館の表研修室の項中「3, 140 円」を「3, 800 円」に、「5, 240 円」を「6, 300 円」に、「4, 190 円」を「6, 200 円」に、「7, 540 円」を「9, 100 円」に、「8, 490 円」を「10, 600 円」に、「11, 310 円」を「15, 200 円」に改める。

別表第 2 の 4 民具館の表を次のように改める。

4 民具館

部屋		時間帯		
		午前 9 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 6 時	午前 9 時～午後 6 時
多目的室		2,100 円	2,700 円	4,400 円

別表第 2 備考第 1 項中「(10 円未満は、切り捨てる。)」を削る。

(砺波市庄川健康プラザ条例の一部改正)

第 14 条 砺波市庄川健康プラザ条例（平成 18 年砺波市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表中

一般	個人	1 回券	310 円
		1 1 回券	3,140 円
		3 箇月利用券	3,670 円
		6 箇月利用券	5,760 円
		1 2 箇月利用券	8,380 円
	団体（10人以上、1人につき）	1 回券	210 円
高齢者、小学生、中学生、高校生、身体障害者手帳等の所持者	個人	1 回券	210 円
		1 1 回券	2,100 円
		3 箇月利用券	2,620 円
		6 箇月利用券	3,670 円
		1 2 箇月利用券	5,760 円
	団体（10人以上、1人につき）	1 回券	100 円

一般	1 回券	340 円	に
	1 1 回券	3,400 円	
	3 箇月利用券	4,000 円	
	6 箇月利用券	6,300 円	
	1 2 箇月利用券	9,300 円	
高齢者、小学生、中学生、高校生、身体障害者手帳等の所持者	1 回券	230 円	
	1 1 回券	2,300 円	
	3 箇月利用券	2,900 円	
	6 箇月利用券	4,000 円	
	1 2 箇月利用券	6,300 円	

改める。

（砺波市出町子供歌舞伎曳山会館条例の一部改正）

第15条 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館条例（平成21年砺波市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)常設展示を観覧する場合の表高校生以上の者の項中「210円」を「250円」に、「170円」を「200円」に改め、同表高齢者（65歳以上）の項中「170円」を「200円」に改める。

別表第2の(1)ホールの表ホールの項中「3,140円」を「4,700円」に、「5,030円」を「7,500円」に、「6,290円」を「9,400円」に、「7,540円」を「11,300円」に、「10,690円」を「15,800円」

に、「１２，５７０円」を「１８，８００円」に改め、同表備考中「（１０円未満は、切り捨てる。）」を削る。

別表第２の（２）研修室の表中備考以外の部分を次のように改める。

（２） 研修室

部屋		時間帯					
		午前９時～ 正午	正午～午後 ５時	午後５時～ 午後９時	午前９時～ 午後５時	正午～午後 ９時	午前９時～ 午後９時
１階	部屋１	４００円	７００円	６００円	１，１００円	１，２００円	１，５００円
１階	部屋２	４００円	７００円	６００円	１，１００円	１，２００円	１，５００円
１階	部屋３	４００円	７００円	６００円	１，１００円	１，２００円	１，５００円
２階	部屋４	４００円	７００円	６００円	１，１００円	１，２００円	１，５００円

別表第２の（２）研修室の表備考中「（１０円未満は、切り捨てる。）」を削る。

（砺波まなび交流館条例の一部改正）

第１６条 砺波まなび交流館条例（平成２４年砺波市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第６条、第１１条関係）

室名＼区分	使用料					
	午前９時～ 午後１時	午後１時～ 午後５時	午後５時～ 午後９時	午前９時～ 午後５時	午後１時～ 午後９時	午前９時～ 午後９時
第１教室	２，４００円	２，４００円	２，４００円	４，３００円	４，３００円	５，８００円
第２教室（パソコン室）	２，４００円	２，４００円	２，４００円	４，３００円	４，３００円	５，８００円
第３教室（和室）	１，４００円	１，４００円	１，４００円	２，６００円	２，６００円	３，４００円
第４教室（パソコン室）	２，４００円	２，４００円	２，４００円	４，３００円	４，３００円	５，８００円
第５教室	１，７００円	１，７００円	１，７００円	３，１００円	３，１００円	４，２００円
研修室Ａ	３，７００円	３，７００円	３，７００円	６，７００円	６，７００円	８，９００円
研修室Ｂ	３，７００円	３，７００円	３，７００円	６，７００円	６，７００円	８，９００円
研修室Ｃ	１，１００円	１，１００円	１，１００円	２，１００円	２，１００円	２，８００円
小会議室Ａ	７００円	７００円	７００円	１，３００円	１，３００円	１，７００円
小会議室Ｂ	９００円	９００円	９００円	１，７００円	１，７００円	２，３００円
会議室Ａ	１，８００円	１，８００円	１，８００円	３，３００円	３，３００円	４，４００円
会議室Ｂ	１，２００円	１，２００円	１，２００円	２，２００円	２，２００円	２，９００円
視聴覚室	６，９００円	６，９００円	６，９００円	１２，５００円	１２，５００円	１６，６００円

別表備考第2項中「(10円未満は、切り捨てる。)」を削り、同表備考第3項中「3,060円」を「3,390円」に改める。

(砺波市健康福祉施設条例の一部改正)

第17条 砺波市健康福祉施設条例(平成28年砺波市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表の1個人利用料金の表普通利用料金の部中学生、高校生、一般の項中「510円」を「760円」に改め、同部小学生の項中「310円」を「460円」に改め、同表回数券利用料金の項中「510円」を「760円」に、「5,100円」を「7,600円」に改める。

別表の2専用利用料金の表和室1(28.98m²)の項中「(28.98m²)」を削り、「2,200円」を「2,300円」に、「3,850円」を「4,100円」に改め、同表和室2(34.78m²)の項中「(34.78m²)」を削り、「2,200円」を「2,800円」に、「3,850円」を「5,000円」に改め、同表和室3(63.76m²)の項中「(63.76m²)」を削り、「2,520円」を「3,700円」に、「4,400円」を「6,600円」に改め、同表機能訓練室(41.70m²)の項中「(41.70m²)」を削り、「1,880円」を「2,800円」に、「3,300円」を「4,900円」に改め、同表備考第2項及び第3項中「(10円未満は、切り捨てる。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。

(砺波市文化会館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条から第4条まで、第9条、第10条又は第13条から第15条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る利用料金、入館料、使用料又は観覧料等の額については、第1条から第4条まで、第9条、第10条又は第13条から第15条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(砺波市体育施設条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に第5条から第8条まで、第12条、第16条又は第17条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る利用料金又は使用料の額については、第5条から第8条まで、第12条、第16条又は第17条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第70号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和8年8月24日 提 出

砺波市長 夏 野 修

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(砺波市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 砺波市監査委員に関する条例（平成16年砺波市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 砺波市病院事業の設置等に関する条例（平成16年砺波市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(砺波市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 砺波市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成16年砺波市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(砺波市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 砺波市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年砺波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(砺波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 砺波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年砺波市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 7 1 号

砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 72 号

砺波市斎場条例の一部改正について

砺波市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市斎場条例の一部を改正する条例

砺波市斎場条例（平成 16 年砺波市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

別表火葬炉の部愛玩用小動物の項中「7,330」を「14,000」に、「30,000」を「56,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の砺波市斎場条例の規定により使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の砺波市斎場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 73 号

砺波市景観まちづくり条例の一部改正について

砺波市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市景観まちづくり条例の一部を改正する条例

砺波市景観まちづくり条例（平成 26 年砺波市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）第 7 条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 7 4 号

令和 7 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金 6 4 9, 2 9 1, 9 8 6 円のうち、
1 4 5, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に、5 0 4, 2 9 1, 9 8 6 円を建設改良積立
金に積み立てるものとする。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 75 号

令和 7 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 19,045,662 円を減
債積立金に積み立てるものとする。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 7 6 号

令和 7 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 9 4 , 2 0 6 , 4 4 1 円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 77 号

財産の取得について

砺波市新庁舎用地として、次のとおり財産を取得する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 取得する財産

区 分	所 在 地	面積（平方メートル）
土 地	砺波市高道 4 4 番 2	3, 3 7 2 . 0 7
土 地	砺波市高道 4 6 番 2	1, 9 9 9 . 1 4
土 地	砺波市高道 4 6 番 3	1 3, 9 3 5 . 3 2
土 地	砺波市高道 7 5 番	1, 7 4 4 . 2 4
土 地	砺波市高道 7 6 番	2, 1 6 2 . 2 1
土 地	砺波市高道 7 7 番	3, 8 4 5 . 9 3
	合 計	2 7, 0 5 8 . 9 1

2 取 得 価 額 6 2 4, 9 2 0 円

3 取得の相手方 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県知事 新田 八朗

認定第 1 号

令和 7 年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度
砺波市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 2 号

令和 7 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 3 号

令和 7 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 4 号

令和 7 年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 5 号

令和 7 年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度
砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の
認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 6 号

令和 7 年度砺波市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度砺波市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 7 号

令和 7 年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度砺波市工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 8 号

令和 7 年度砺波市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度砺波市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 9 号

令和 7 年度砺波市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度砺波市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 24 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決 処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年月日
7	令和 8 年 1 月 23 日に 砺波市鹿島地内で発生 した市有除雪車両の交 通事故	砺波市在住 1 人	市が支払う額 1,693,583 円	令和 8 年 7 月 2 日
8	令和 8 年 1 月 27 日に 砺波市東開発地内で発 生した車両損傷事故	ワイケイホー ム株式会社	市が支払う額 155,927 円	令和 8 年 8 月 5 日